

## 商店街の皆様へ

中小企業庁

平素から新型コロナウイルスの感染防止対策の推進に御協力いただき感謝申し上げます。  
新型コロナウイルス感染症については、新規感染者の増加が見られ、社会経済活動を維持しつつ、メリハリの効いた感染防止策に取り組むことが急務となっています。こうした中、最近、バー・クラブなど接待を伴う飲食店はもとより、いわゆる飲み会、会食等の場でクラスターが発生しており、飲食店等におけるクラスターの発生を防止するための取組を強力に推進していく必要があるとされています。

こうしたことを踏まえ、各商店街におかれましては、以下の対応を行っていただきますよう、ご協力よろしくお願いたします。

### 記

1. 商店街として、業界団体と連携しつつ、全国商店街振興組合連合会（全振連）が公表しているガイドライン（※）を踏まえた感染防止対策を実施してください。

（※）全振連「商店街における感染防止対策に向けた基本的な方針」

[http://www.syoutengai.or.jp/news/2020/covid19\\_gl\\_syoutengai.pdf](http://www.syoutengai.or.jp/news/2020/covid19_gl_syoutengai.pdf)

2. 商店街に立地する飲食店に対しては、飲食業界のガイドライン遵守に向けた取組を行っていただくとともに、ポスターやステッカー、自主適合宣言マーク等の掲示やホームページ等での公表など、感染防止対策の取組の「見える化」を実施するよう要請してください。

3. 飲食店が行う感染防止対策に対し、「持続化補助金」の活用も検討してください。

※ 熊本県の実施する「商店街新型コロナウイルス感染症対策支援事業」も感染症対策の取組に活用できますのでご検討下さい。（2次募集予定）

加えて、中小企業庁では、「感染防止対策に積極的に取り組んでいる商店街」として、全ての飲食店で対策を講じていると申出のあった商店街の名称をホームページで公表し、広く周知させていただくことを検討しています。該当する商店街で、公表を承諾する商店街がありましたら、別紙フォーマットに当該商店街の名称を記入して中小企業庁まで御提出下さい。

■お問い合わせ先 中小企業庁商業課 TEL：03-3501-1929